

安城市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、  
財政援助団体（補助金交付団体）監査を実施したので、同条第9項の規定により  
その結果を公表する。

令和4年3月24日

安城市監査委員 中村誠一

安城市監査委員 野場慶徳

1 監査の種類 財政援助団体監査

2 監査の対象 令和2年度補助金交付団体

- (1) 団体名 東端町内会
- (2) 補助事業名 町内公民館建設等事業補助金
- (3) 所管部局 市民生活部 市民協働課
- (4) 交付決定額 12,230,000円

3 監査の期間

令和3年12月1日から令和4年2月24日まで

4 監査事項

令和2年度補助事業に係る出納その他の事務の執行に関すること

5 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、補助事業に係る出納その他の事務が、法令、要綱等に従い適正に執行されているか、また、所管課が団体に対して適切な指導監督等を行っているかを主眼に抽出した会計諸帳簿及び証拠書類等を照合確認するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

6 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を設定した。

(1) 補助金交付団体に関するもの

重要リスク	監査の着眼点
(1) 補助金に関する事務処理及び会計処理が適切に行われないリスク	<p>ア 事業計画書、予算書及び決算諸表と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合しているか。</p> <p>イ 補助金を補助対象事業以外に流用していないか。</p>
(2) 補助金に係る出納関係帳簿等の整備、記帳が適正に行われないリスク	<p>ア 出納関係帳簿の整備、記帳は適切になされているか。上席者は記帳結果を確認しているか。</p> <p>イ 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか。</p>

## (2) 所管課に関するもの

重要リスク	監査の着眼点
(1) 補助金の必要性に関する判断指針が明確になっていないリスク	ア 補助金交付要綱は適切に整備されているか。 イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容が明確になっているか。 ウ 補助金の交付効果に関する検証を適切に行っているか。 エ 随時社会情勢に合わせて見直しをしているか。
(2) 補助金に関する事務処理及び会計処理が適切に行われないリスク	ア 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適切に行われているか。また、複数人で確認する体制となっているか。 イ 補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正及び効果等について、実績報告書等により確認しているか。 ウ 補助金交付団体への指導監督を適切に行っているか。

## 7 監査の結果

監査を実施した範囲において、補助金に係る出納その他の事務執行について、おおむね適正に処理されており、効果的に補助事業が行われていると認められた。また、補助金交付団体に対する適切な指導監督も行われていると認められた。

## 8 監査の意見

町内公民館は、地域の住民が文化的活動、教育的活動、その他組織的な活動を行うために有益な施設であり、町内会活動は社会インフラとして非常に重要な責務を担っている。

町内会を取り巻く環境が変化してきているため、今後とも町内会活動が続けられるよう先を見越した制度の見直し等も心掛けていただきたい。